

新型コロナウイルス感染者(職員・利用者)が発生した 高齢者福祉施設・事業所等に対する県補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及びサービス継続のために発生するかかり増し経費（通常の介護サービスの提供では想定されない経費）について、令和3年度に引き続き、県から以下のとおり支援を行います。

なお、松山市に所在する事業所・施設等においては申請先が松山市になりますので、松山市介護保険課にお問い合わせください。その他の市町に所在する場合は、愛媛県長寿介護課が申請先となります。

補助金の内容・対象経費等※詳細な要件については、補助金実施要綱を御確認ください。

【補助対象となる事業所・施設等】

- ① 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む。）
- ② 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所
- ③ 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等の利用者の受入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

【対象となるかかり増し経費】※他の補助金等を受けた経費等については、補助対象外です。

- ① 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保費用
 - ・緊急雇用にかかる費用
 - ・割増賃金・手当
 - ・職業紹介料
 - ・損害賠償保険の加入費用
 - ・帰宅困難職員の宿泊費
 - ・連携機関との連携に係る旅費

※連携（応援派遣）等にかかった経費について、連携機関（応援派遣元施設等）が負担している場合は、連携機関から申請していただくことも可能です。

 - ・自費検査費用（介護施設等において感染の疑いがあるにもかかわらず行政検査の対象とならなかった場合の自主検査に限る。）
 - ※自主検査費用については、本補助金では対象が限られますので、「令和4年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金」をご活用ください。
- ② 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用
 - ③ 感染性廃棄物の処理費用
 - ④ 感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用
 - ⑤ 感染者の施設内療養に要する費用（施設内療養者の人数に応じて定額）

※感染者が発生した通所系サービスが代替サービスを行う場合は次の経費も対象となります。（代替サービス提供期間の分に限り）

- ⑥ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保
 - ・緊急雇用にかかる費用
 - ・割増賃金・手当
 - ・職業紹介料
 - ・損害賠償保険の加入費用
- ⑦ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用
 - ・代替場所の確保（使用料）
 - ・ヘルパー同行指導への謝金
 - ・代替場所や利用者宅への旅費
 - ・訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用
 - ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用を除く。）

補助金の上限額

補助金実施要綱の別紙1に掲げる「事業所・施設等の種別」により基準単価（補助上限額）が定められていますので、県ホームページでご確認いただきますようお願いいたします（表中の3列中一番左の列（ア）に掲げる基準単価により計算してください）。

ただし、クラスター発生等により複数の感染者が発生した場合には、基準単価を超えた補助が可能となりますので、県にご相談ください。

補助金申請に必要な手続き

終息するまでは、お忙しいことと存じますので、補助金の対象となるかかり増し経費の記録（様式自由、以下の例参考）と領収書等の証拠書類の保管だけを行っておい

（記録の例）

経費内容	支出日	金額	支払先	証拠書類	備考
職員の宿泊費	R4.4.10 ～4.17	70,000 円	〇〇ホテル	領収書のとおり	〇人分
廃棄物処理費用	R4.4.10	50,000 円	有限会社〇〇	領収書のとおり	
衛生用品購入費	R4.4.10	8,600 円	〇〇株式会社	領収書のとおり	
超過勤務手当	R4.4.10 ～4.17	56,000 円	各職員	超過勤務計算書 (既存)のとおり	

終息後、状況が落ち着かれましたら、県に上記のような一覧と証拠書類をメールで送っていただければ、県がその内容を確認・精査した上で、正式に申請を行っていただくよう指示いたします。

申請書は以下のとおり県のホームページからダウンロードをお願いします。

申請期限の定めは特にありませんが、申請からお支払いまで1～2カ月程度かかりますので、ご了承の上、申請をお願いします。

県ホームページ「令和4年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金」の「関係資料」

<https://www.pref.ehime.jp/h20400/hojokinn.html>

上記の補助金についてご不明な点やご質問がある場合は、愛媛県庁長寿介護課までお問い合わせください。

愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課介護事業者係

TEL : 089-912-2432 FAX : 089-935-8075

E-mail : choujukaigo@pref.ehime.lg.jp

※お電話いただく際は、感染者発生施設名と「サービス提供体制確保事業費補助金について」とお伝えください。また、メールの場合も、標題に「【感染者発生施設名】サービス提供体制確保事業費補助金について」と明記していただくと助かります。